

# SAGSW

## 公益社団法人 佐賀県社会福祉士会 ニュース



# 8

令和6年8月  
August 2024  
No.85

発行責任者 会長 大垣内 勇

暑中お見舞い申し上げます。



日頃より、当会の運営並びに事業推進につきましては、格別のご支援とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、今放送中のNHKの朝ドラ「虎に翼」の中で、憲法第14条「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない。」について話し合うシーンがありました。

同時に私が大学1年生の時、憲法第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」を最初に叩き込まれたことを思い出しました。

このように、日本国憲法で私たち一人ひとりの基本的人権が尊重されることが定められています。

そして、当会は職能団体として、一人ひとりのそれらの権利を護り尊重しながら、地域福祉の推進と発展を図ることを目的とし、成年後見に関する事業、罪を犯した高齢・障害者の地域生活を支援する地域生活定着支援センター事業、生活困窮者の自立生活や就労支援等を行う生活困窮者自立支援事業、こどもの意見表明等を支援することもアドボカシー推進事業、第三者評価事業、各種研修事業等を会員と協働し実施しています。

こうした中、令和6年4月1日に施行された「孤独・孤立対策推進法」では、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との『つながり』が生まれる社会」を構築するために、日常生活の場である地域など社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、すべての人のために、広く多様な主体が関わりながら、人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で緩やかに築けるような社会環境づくりを目指すという、国の責務と覚悟が明確化されました。

これを機に、「孤独・孤立対策推進法」が、福祉関連事業を始め教育やNPOやボランティア活動など、様々な分野において事業推進の追い風となることを期待すると同時に、すべての人の権利が守られる地域社会を実現するために、これからも会員と一丸となって取り組んでいきますので、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

理事 西田 晃一郎

### 【index】

- P2 総会報告
- P3 各支部総会報告
- P4 特集 こどものアドボケイトについて
- P5
- P6 会員随想
- P7 社会福祉士 新カリキュラムについて
- P8 お知らせ



発行：公益社団法人 佐賀県社会福祉士会  
 住所：佐賀県佐賀市八戸溝1丁目15番3号  
 電話番号：0952-36-5833  
 Email：shafukushi@saga-csw.or.jp  
<https://www.saga-csw.or.jp/>

# 総会報告



令和6年6月15日（土）佐賀県社会福祉士会会館において、令和6年度定期総会が開催されました。総会員数521名、出席者数370名（本人出席59名 代理出席310名 書面表決1名）出席者は、会員総数の3分の2定数を満たしましたので、総会は成立致しました。

## 令和6年度 理事及び役員

業務執行理事	大垣内 勇（会長）	池田 敦子（副会長）	山口 敏伸（副会長）
	鍋島 恵美子（会員）	宮島 優（会員）	
理事	荒木 千史（会員）	西田 晃一郎（会員）	
	甲木 美知子（弁護士）	宮崎 雄一郎（司法書士）	
	友永 礼子（社会保険労務士）		
監事	藤本 朋子（税理士）	古賀 理（会員）	
相談役	田代 勝良（会員）		



## 総会出席者会員から一言



### 鳥栖・三養基地区 総合相談支援センター キャッチ 相談支援相談員 三橋 弥生



今回、初めて定期総会に参加しました。社会福祉士会の活動は、公益事業の3本の柱、権利擁護事業、福祉サービスの向上を図る事業、社会福祉に関する知識の普及、啓発・人材育成等を行う事業で構成されており、それに伴い各専門事業に分かれ地域福祉に携わっていることを知りました。私は障害分野で仕事をしていますが、地域には色々な事情で困ってる方がおられます。実際、社会福祉士会の専門事業の方々と支援チームをくみ、利用者の支援に携わることがあり、多角的なアプローチができ感謝しております。

今後も、地域福祉の推進や利用者の支援に頑張れるように私も精進したいと思います。

### 一般社団法人セレンディピティ 代表理事 大石 純司



総会にて、令和5年度の事業報告および決算報告が行われ、会員の皆様や事務局の真摯な取り組みから地域との信頼関係が築かれていることを実感しました。定款や規則の改定を通じ、時代に即した体制が整備され、事務局の職員を含む会員への丁寧な対応が強化されることを期待しています。

令和6年度の事業計画には新たな相談事業に取り組むことや、会員が主体的に社会貢献する機会が提供されることで、会員がより活発に参加できる環境を整えられていると思えました。佐賀県社会福祉士会を通じ、自らの理想とする社会福祉士像を築くための場として、皆さんと共に成長していくことを信じています。

### 医療法人剛友会 剛友会居宅介護支援サービス 所長 中川 祐子



今年度、初めて総会に参加して、改めて会の事業や運営の全体像が理解できました。会員活動としては、成年後見と、こどもアドボカシー活動を、微力ながらさせてもらっています。会の活動は、本業の仕事をしながら社会福祉士の実践ができ、また、幅広く学習する機会もあります。経験やスキルアップのための環境が整えられ、とてもありがたく感じています。その中の一つ、こどもアドボカシー事業はこれまで私がやってきた伴走型支援とは異なります。子どもと「初めまして」から始まり、短時間の面接で意見表明を支援する、凝縮したとても重要な支援と感じています。目の前の子どもとは、面接前後で関わりを持たず、その時限りのものですが、心で伴走して、子どもの将来を信じて応援していきたいという気持ちで活動を続けていきたいと思えます。

# 入会案内

当会では会員数が500名を超え、日々入会していただいた会員向けにさまざまな研修会や委員会活動を行っています。社会福祉士としての実践の場面では悩むことや苦勞することも多いと思いますが、同じ悩みを共有したり、課題解決への助言をもらうことができることは社会福祉士としてこれ以上ないメリットになると思います。また、新型コロナがら類感染症となり、各支部での活動も活発化してきています。仕事のみではなく、余暇活動を通じて社会福祉士のネットワークを広げるいい機会になりますので、ぜひ当会にご入会ください。

相談1課 弘田崇人



## 各支部 総会を終えて

### ○中部支部

6月の総会にて議事承認を受け、中部支部が正式に設立しました。これから会の活動を始めたいという方や、最近会に顔を出せていない方も、支部活動を通して、社会福祉士会のことをより知れたり、自分自身を成長させるきっかけになれば幸いです。多くのご参加お待ちしております。

中部支部幹事 池田敦子（代表幹事）、平早水明美（副代表幹事）、伊田雅子（会計）  
大石純司、下村奈留美、泉福弘美、山口貴史、矢ヶ部陽一



中部支部 副代表幹事  
平早水 明美

### ○西部支部

第36回社会福祉士合格おめでとうございます!!

公益社団法人佐賀県社会福祉士会（以下当会）は、区域ごとに支部を置くようになり、西部支部は、令和4年6月に一足早く白石町に事務所を開設し3年目になります。事務所には6名の職員が常駐し、そこを拠点に当会事業と会員活動を行っています。西部支部には、杵藤地区と3市及び有田町に在住か在勤の会員約80名が所属しています。成年後見・研修・交流の各委員会を構成し、年2～3回研修会や交流会を行っています。これまで研修会では、成年後見担当者の事例報告や職種ごとのグループワーク等を実施しました。研修会や交流会は、年齢や職場が違う会員の交流の場となり、助言や気づき等により各会員の活力の場となっています。また、事務所があることで活動の中で困ったことや分からないこと等、すぐに相談・助言を求めることができます。資格を取ってからがスタートです。ご自身の新たなネットワーク作りや自己研鑽の為に、是非当会に入会して西部支部の活動にご参加ください。



西部支部長 鍋島恵美子

### ○北部支部

北部支部は、唐津市、玄海町、伊万里市にお住まい又は勤務されている会員で構成されています。活動は、年1回の総会と年2回の研修会・懇親会を実施し、会員相互の研鑽とつながりを大切に、日頃の業務の円滑化を図っています。

次回は、伊万里市で2月に研修会と懇親会を開催しますので、社会福祉士の方は、職場等の身近な社会福祉士会の会員さんにお尋ねいただき、気軽に参加してみてください。

もし、雰囲気や合うようでしたら入会していただき、一緒に北部支部の活性化にご協力いただくと共に支部活動に参加することで、連携の輪を広げていただけたら幸いです。

なお、身近に会員さんがいらっしゃらないときは、下記まで直接お尋ねください。

北部支部長 西田 晃一郎  
電話：090-5484-0628





# 第31回 21世紀社会福祉セミナー



7月27日（土）にアバンセで第31回21世紀社会福祉セミナーを開催しました。基調講演では相澤先生より「みんなで知ろう！こどもの権利と私たちの役割」をテーマに児童福祉法改正やこどもの権利、こどもアドボカシー推進事業等について講演をしていただきました。また、シンポジウムでは、児童分野で意見表明支援等に携わる4名の登壇者よりこどもの権利擁護に関する実践報告をしていただき、参加者よりたくさんの質問や意見が飛び交い、質疑応答の時間もあっという間で足りないうらいでした。

おかげさまで会員や一般市民の多くの方に参加していただき、計192名の参加者となり、大盛況の中、終わることができました。企画運営委員をはじめ、当日参加や運営にご協力していただいた会員の皆さん、本当にありがとうございました。

今後は8月中旬にセミナーの振り返り、10月頃より次回開催に向けた委員会を開催予定です。



運営委員 橋本 和樹

## 令和6年度佐賀県アドボカシー推進事業

2024年（令和6年）7月27日に開催された21世紀社会福祉セミナーでは、

「みんなで知ろう！こどもの権利と私たちの役割」と題して、



山梨県立大学・大分大学の相澤仁先生に基調講演をいただき、シンポジウムでは、各機関よりこどもの権利を中心にディスカッションが行われました。

### こどもアドボカシー（意見表明等支援事業）が始まります

佐賀県では、児童福祉法の改正を受け、令和6年4月から意見表明等支援事業（こどもアドボカシー）の仕組みを導入します。

こどもアドボカシーは、一時保護所や児童養護施設等を児童相談所や施設から独立した立場にある意見表明等支援員（アドボケート）が訪問し、こどもと面談を行い、施設での生活における悩みや不満、措置の内容に関する意見を表明することを支援する制度です。

こどもには、施設職員や児童福祉司の方々には直接言いにくくても、普段関わらない大人だからこそ話せることもあると考えられます。

皆様におかれましては、本制度の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### ○訪問回数

措置児童 年2~3回程度  
一時保護児童 随時

#### ○アドボケート（令和6年度）

佐賀県社会福祉士会に所属する社会福祉士  
（こどもアドボカシーに関する研修を受けた者）

#### ○訪問人数

1回あたり2名程度



アドボケートは、こどもの立場にだけ立って、こどもの声を聴き、大人の解釈を入れずにこどもの声をそのままストレートに伝える「マイク」の役割を果たします。

定期的に（措置児童）または連絡があったら（一時保護児童）訪問します。



面会中のこどもの話で施設での生活、今後の措置等に関して意見があった場合、アドボケートは、施設にその内容を伝えます。（面談日の10日後までに）



施設は、伝えられた内容に対する対処方針を検討の上、その結果をこどもに説明します。（報告を受けてから2週間以内）



※御説明の際は、アドボケートが同席させていただきます。

当会では、昨年度の試行期間を経て、今年度の佐賀県こどもアドボカシー推進事業を受託し取り組んでいます。1989年（平成元年）の国連で児童の権利条約が採択され、日本は1994年（平成6年）に批准しました。その後2016年（平成28年）児童福祉法の改正では、子どもは「権利の主体」として位置づけられました。

また、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を目的とした、2022年（令和4年）の改正では、児童の意見聴取等の仕組みの整備が掲げられ、2024年（令和6年）4月施行とされました。児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとされています。



都道府県の業務として、こどもの権利擁護に係る環境整備を行うとされるとともに、都道府県は、意見表明等支援事業を行うとされています。

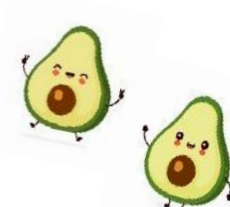
意見表明等支援事業では、意見表明等支援員（アドボケイト）が、こどもからの聴取等により、意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等を行います。

やさしくお話をきいてくれる

## アドボケイトさんが やってきます

おもっていること、つたえたいこと  
あなたのきもちを おはなし してみませんか？

おはなし してみたくになったら  
たんとうのせんせい にってね！



佐賀県こどものアドボカシー事業では、佐賀県内の社会的養護環境（一時保護所、児童養護施設、ファミリーホーム）の職員、児童を対象に、事業説明を行うとともに、面談を通して目の前にいるこどもたちとしっかり向き合い、耳を傾け、言葉にならない思いを傾聴し意見形成支援を行い、表明されたこども達からの意見は、関係する児童福祉士や施設職員へきちんと伝えます。そして、こどもに対し、意見への回答（フィードバック）がなされる場合は同席し、こどもが回答をどのように受け止めているか確認させて頂いております。

こどもの相談室 白谷 道子





## 中核機関と成年後見活動



有田町社会福祉協議会に勤めています。属性を問わない相談支援や地域との繋がりが感じられるとてもやりがいのある仕事です。相談業務の中で中核機関の担当として成年後見制度に関する相談を受けています。私は8年前に成年後見人養成研修を受け、後見を受任しました。初めて人生の最期に寄り添い、死後事務を経験しました。わからないことが多く、何度も事務局に電話をしたことを覚えています。事務局は丁寧に教えてくださり、落ち込んだ時にメールをくださったり、職場まで顔を見に来てくれたり、事務局の心温まる対応に心を救われたことを覚えています。この経験や知識があったから中核機関の相談支援に活かすことができ、寄り添う姿勢を忘れないよう心掛けることができます。申立てについても、受任調整時から事務局へ相談することでスムーズな調整や引継ぎができています。引き継いで終わりではなく、後見人支援として相談や調整を行うこともあります。有田町社協では今年度より法人後見をおこなう予定です。住み慣れた地域でその人らしく最期まで安心して生活が送れるよう社協でお手伝いできればと思っています。沢山の方との繋がりがや支えがあり、地域福祉の核となるやりがいのある仕事に就くことができます。

有田町社会福祉協議会  
本村 麻衣

## 学校に勤務する社会福祉士として



私は、佐賀県のスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）として15年勤務しています。令和6年度は、23名のSSWが、佐賀県内の小中学校をそれぞれ担当しています。今年度の私の担当校は、小城市（小城町・牛津町）、江北町、太良町の小中学校です。学校から県に要請があれば西部地区の県立学校も担当します。SSWとして、児童生徒のニーズを把握し、関係機関との連携を通じた支援を展開するとともに、保護者への支援、学校への働きかけを行っていますが、子どもを取り巻く問題が、ますます多様化・複雑化していることを、学校現場で日々感じています。これらの問題に対応するために、社会福祉士会の講演会や研修会、事務局ニュースは、とても有意義で、自己研鑽を深め、情報収集等に役立っています。子ども家庭福祉委員会、様々な研修、基礎研修Ⅰや、今年度は、こどもアドボカシー委員会で、アドボケイトの研修を受け、「子どものマイク」になる意味、必要性、担い手などについて学んでいます。研修会だけでなく交流会にも参加することで、知識だけでなく、仲間も増え、関係機関等とのネットワーク作りにも大いに役立つことができ、社会福祉士会、会員の方々が私の支えとなっています。今後も自己研鑽し、社会福祉士としてSSWとして「子どもの最善の利益の実現」のために関係機関等の皆様とネットワークを築かせていただけたらと思っていますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

佐賀県教育委員会事務局学校教育課  
スクールソーシャルワーカー 中島 桂子



# 社会福祉士新カリキュラムについて



社会福祉士養成課程の教育内容が新しくなりました。2025年の第37回国家試験より新カリキュラムに対応した国家試験が行われます。まずは、新カリキュラムの背景と内容についてお話した後、国家試験についても説明します。

高齢化と人口減少が進行し、福祉ニーズも多様化・複雑化しています。人口減による担い手不足や、血縁、地縁、社縁といった繋がりが弱まっている今、人と人、人と社会が支え合う取り組みが生まれやすいような環境を整える必要があります。そこで国が掲げた「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、地域を共に創っていく社会です。そのような社会を目指すにあたって、社会福祉士は各地の取り組みの中心になり、地域のニーズ把握、多職種・多機関の連携強化、住民の活動支援や連絡調整を担うことが求められており、より実践能力を養うための機会である実習や演習も充実させることになりました。

## ＜改正内容＞

- ①指定科目の全必修化：大学等において、一部可能だった選択科目はなくなり、受験科目は全てしっかり履修する必要あり。
- ②「地域福祉と包括的支援体制」という科目の創設：地域共生社会で活躍する社会福祉士に必要な内容を学習。
- ③「相談援助」と呼んでいた科目の名称が全て「ソーシャルワーク」に変更：相談援助に収まらないソーシャルワーク機能を学ぶ。演習においても、精神保健福祉士との共通科目と社会福祉士としての専門科目に分けて再構築された。
- ④「刑事司法と福祉」の創設：司法と福祉の更なる連携を促進するため、更生保護の時間が拡充された。
- ⑤ソーシャルワーク実習時間の拡充：1か所180時間以上⇒2か所以上で240時間以上に。内容も3段階実習から目標志向型実習に変更。実習施設の範囲も拡大され、例えば都道府県社会福祉協議会、地域生活定着支援センターなどでも実習が可能。
- ⑥精神保健福祉士との共通科目が増え、相互に資格取得する方の負担の軽減が図られており、実習においても、介護福祉士や精神保健福祉士養成課程での実習を履修した方には60時間を上限とした実習免除も可能。

上記のようなカリキュラム改正ですが、国家試験においてはさらに、大きな動きがあります。

第34回の国家試験において、合格ラインが高い7割の得点基準であったことや、社会福祉士が現場で不足していることなど様々な点から、厚生労働省が設けた有識者のチームで検討され、提言が出されました。厚生労働省社会援護局長が、この提言内容を「真摯に受け止め」国家試験を行うよう通知を出しましたので、既にどのような国家試験になっていくかということがある程度示されています。

## ＜新しい国家試験＞

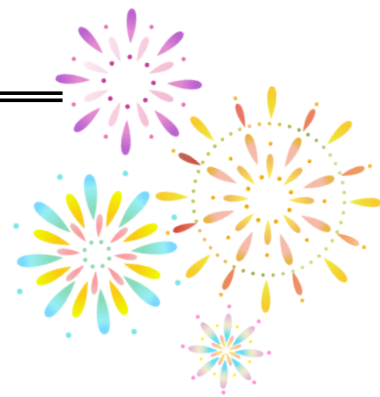
- ① 合格率は他の国家資格並みになることを目指して、基本的な内容を習得した学生が合格できるようにしていく。
- ② 五肢択一を基本とする多肢選択形式を継続。
- ③ 150問⇒129問に。（19科目／6科目群）
- ④ 科目群ごとに点数があればよい。（これまでは科目ごと）
- ⑤ ソーシャルワーク関係科目の出題割合が増える。（28／150満点⇒30／129満点）
- ⑥ 1問あたりの時間数は少し伸びるが、事例が増えるので読む時間にあてることになる。
- ⑦ 事例は、タクソノミーⅢ型を増やす。（文章と選択肢を行ったり来たりして、知識と事例の状況判断能力の両方を使って回答するもの。）
- ⑧ 地域共生社会に関わるキーワードが出題されていく。

以上です。これまでよりも受験勉強は比較的取り組みやすいので、挑戦を諦めていた方も、ぜひ受験されてください。困られた時は、ご相談くださいね。



九州医療専門学校 社会福祉士通信学科  
学科長 荒木 千史

# 令和6年度研修の開催予定一覧



## ○成年後見

- 成年後見人材育成研修      • 会員向け   • 市町村協職員向け
- 市民後見担当者向け研修（フォローアップ）
- 意思決定支援研修
- 市町村申し立てに関する研修
- 成年後見セミナー
- ぱあとなあ継続研修（年2回）

## ○障害福祉

- 相談支援従事者研修      • 初任者   • 現任   • 専門
- サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修  
    • 初任者   • 基礎   • 実践   • 更新
- 強度行動障害者支援者養成研修  
    • 基礎   • 実践   • フォローアップ   • ダイジェスト版



## ○虐待防止

- 高齢者虐待防止研修      • 施設主任等   • 地域包括支援センター初任者向け  
    • 施設初任者   • 施設長等   • 行政現任者

## ○人権

- 市町村人権窓口担当者向け研修

## ○生涯研修

- 基礎Ⅰ（2日間）      • 基礎Ⅱ（10日間）
- 基礎Ⅲ（10日間）      • スーパービジョン

## ○受験対策講座 10日間 + 1日

※ 研修会・セミナー等実施が決まり次第HPでお知らせします、受講要件や詳細などは、実施要項を告知するまでお答えできかねます。HPでご確認をお願い致します。

各研修の申込みや開催の詳細については、左下のQRコードをスマートフォン等で読み込むと、研修等専用ページへつながりますので、ご利用ください。



【問合せ先】 公益社団法人佐賀県社会福祉士会 研修事務局  
TEL (0952) 20-0012 (研修会専用)  
FAX (0952) 36-6263  
E-mail kensyusaga@saga-csw.or.jp

